

2 土第 815 号  
令和 3 年 2 月 26 日

各建設業団体の長  
各委託業務関係団体の長

様

愛媛県土木部長  
(公印省略)

令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び  
設計業務委託等技術者単価の適用に係る特例措置等について

この度、国土交通省から、別添のとおり技能労働者への適切な賃金水準の確保について依頼がありました。

については、本県においても、技能労働者及び技術者（以下「技能労働者等」という。）の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、昨年と同様、下記の対策を講じる旨、各市町及び県土木部の各発注機関に通知したところです。

貴団体におかれては、傘下の団体員に対して、本通知内容を周知するとともに、請負代金額が変更された場合は、元請と下請の間で既に締結している請負契約の変更や、技能労働者等への賃金の引き上げ等について、適切に対応できるよう周知徹底及び指導をお願いします。

## 記

### ○技能労働者等への適切な賃金水準の確保のための対策

- (1) 国と同様に設計労務単価及び技術者単価の新単価を令和 3 年 3 月から適用する。(※新単価は、県ホームページに掲載します。)

ホーム>県政情報>入札>単価・様式等>土木工事設計単価表（公表用）について  
ホーム>県政情報>入札>単価・様式等>設計業務委託等技術者単価について

- (2) 令和 3 年 3 月 1 日以降に当初契約を締結した県土木部発注の工事及び業務のうち、旧単価を用いて予定価格を積算したものについては、新単価を遡及適用する。(運用の詳細は別添のとおり)
- (3) 平成 26 年 2 月 26 日付け 25 土第 868 号で通知しているインフレスライド条項（改正後の約款第 2 6 条第 6 項）の運用を継続する。